令和５年度　事 業 計 画

Ⅰ　基 本 方 針

新型コロナウイルスの国内流行から３年目を迎えた令和４年は、１月の感染拡大「第６波」の到来から始まり夏の「第７波」、そして11 月から「第８波」が猛威を振るっています。このように未だ収束の見通しが立たない中、政府は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針を示し、いわゆるウィズコロナに向けた新たな段階への移行を表明しました。新型コロナウイルスは今後も変異を繰り返し、収束までにはさらに感染再拡大が生ずることも懸念されるなか、当センターにおいても、徐々にではありますが、ウィズコロナに向けた活動にシフトしていく必要があるものと認識しています。

当市においてはコロナ禍のなか、少子高齢化の進展や若者の都会への流出に伴う人手不足、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油・原材料価格の高騰など市の経済や市民生活は多方面で大きな影響を受けるなど、先行き予断を許さない状況が続いています。

こうした社会背景のもと、当センターでは「第６次中期計画」期間終了に伴い、新たに「第７次中期計画」を策定しました。本計画では減少傾向にある会員数の拡大を図ることを目的に夫婦会員の会費を減免するため『正会員及び賛助会員会費規程改正案』を本総会に上程しています。また、当理事会において、これまで10年在籍会員のみを対象としていた会員表彰を本総会から20年在籍会員にも拡充し表彰の対象としました。これは会員の福利厚生を充実することにより、多くの会員の方々が20年被表彰者として長く在籍されること、さらには退会者の抑制が図られることを目的とするものです。

他方、「事務局だより」でもお知らせをしていましたインボイス制度が、今年10月から導入されます。今後６年間は、経過措置期間として８割から５割の控除が可能となりますが、控除がなくなる６年後は、センターにとって大きな財政負担となります。そのため税負担増への対応も喫緊の課題として取り組む必要があると同時に、県連合会や他センターと連絡を密にして対応を協議してまいります。

このようにセンターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、多くの課題を抱えながらも会員の多様な就業ニーズに応えるため、新たな就業の掘り起こしを行うとともに「第７次中期計画」に則り、目標達成に向けた取組みを推進することで、人手不足の軽減や地域経済の活性化に寄与するため、次の事項を重点として事業を展開します。

【重点事項】

①　会員拡大と就業機会の拡大
②　事故の根絶と適正就業の確立
③　普及啓発活動の効果的推進
④　会員相互の連携強化と地域との信頼関係の確立

Ⅱ　事 業 目 標

１　第７次中期計画

①　計画策定の目的

第６次中期計画の期間終了にともない、多くの課題や懸案を抱えながらも更なる事業の拡大に向けた取組みをするため、新たな計画目標を設定するものです。

②　計画期間

令和５年度から令和７年度までの３か年とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

③　項目別目標値

各目標値は、受託事業（請負･委任）と労働者派遣事業の合算による値とします。

項　　目	令和５年度	令和６年度	令和７年度
会員数（人）	1,324	1,334	1,344
契約金額（円）	622,000,000	624,000,000	626,000,000
就業延人員（人日）	101,680	102,400	103,200
就業率（％）	90.0	90.0	90.0

Ⅲ　事業実施計画

１　就業機会提供事業

多様化する会員の働き方に対応するため、センターの事業の根幹をなす受託事業のほか労働者派遣事業または有料職業紹介事業のいわゆる『事業の３本の柱』を基礎に、それぞれの事業の仕組みに応じた活用を図り、就業機会の提供拡大に積極的に取り組みます。

⑴　受託事業（請負・委任）の拡大

センターの根幹をなす事業として、潜在的なニーズの掘り起こしをはじめ、新たな就業分野の開拓に努めるため、ＰＲ活動や企業訪問等、仕事の拡大に向けた計画的な受注活動を推進します。

⑵　労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の推進

派遣元事業主の青森県シルバー人材センター連合会との連携・協力を密にし、事業に携わる職員のスキルアップや就業の開拓、または情報の収集等に共に取り組むことで派遣就業の拡大につなげるとともに、多様な働き方を推進します。

⑶　有料職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による就業を希望する高齢者に対して有料の職業紹介事業を行います。

２　就業機会確保事業

センターの会員が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、地域の就業ニーズの的確な把握に努めるとともに受注可能な仕事の開拓を行います。

また、効率的かつ効果的な普及啓発活動や安全・適正就業の推進に取り組むなど、

事業の適正な運営を図ります。

⑴　安全・適正就業対策推進事業の強化

会員の安全就業は『安全・適正なシルバー事業』を展開するうえで基幹をなすものであり、重篤事故、傷害あるいは損害賠償事故の根絶を目指し、組織を挙げて取り組みます。

センターでは、安全・適正就業委員会策定の年次計画に基づき、委員と職員合同による安全パトロールや次の安全講習を実施するほか、新型コロナ感染症及び熱中症予防、または健康管理に関する情報を事務局だよりを通じて提供し、日常的に健康維持管理､体力づくりなどを図るよう安全意識の徹底とその高揚に取り組みます。

①　送迎運転講習
②　塵芥収集車安全教育講習
③　刈払機安全操作講習
④　除雪機安全操作講習
⑤　チェーンソー安全操作講習

また、交通事故防止のため、センター所有車輛及びリース車輛に対しドライブレコーダーの設置をするとともに、道交法施行規則改正に伴ない事務局と職群班４班に対するアルコール検知器による酒気帯び等の有無の確認を継続実施します。

不測の事態に対応するため、引き続きシルバー保険（傷害・賠償責任）及び情報漏えい保険への加入を推進することで安心・安全体制の強化に努めるとともに、シルバー派遣事業への移行やローテーション就業を積極的に推進することにより就業の適正化を図ります。

⑵　普及啓発事業の展開

シルバー事業の意義を地域社会に広く周知するとともに、就業開拓及び高齢者の加入を促進するため､次の事項を重点に効率的･効果的な普及啓発活動を展開する。

①　チラシ・リーフレット等の配布
②　ポスターの掲示や会報及びパンフレットの配置
③　バス車内アナウンスによる広報活動の推進
④　ホームページの活用やメディアを通じた広報活動の推進
⑤　他団体開催イベントへの参加による広報活動の推進
⑥　『はちのへシルバー人材センター生き活きまつり』の開催
⑦　ボランティア活動の実施
⑧　入会説明会開催によるシルバー事業の啓発
⑨　ハローワークとの連携による「シニア向け就職支援セミナー」の開催

⑶　就業開拓提供事業の展開

会員の希望する仕事や就業の機会を確保するため、民間事業所、官公庁等への訪問や宣伝・広告媒体の積極活用により、会員にふさわしい就業分野を開拓するとともに、会員の能力や経験を把握し希望に沿った仕事の提供に努めます。

また、ホームページからの仕事の申込みや代金の支払いをコンビニからでも行うことができるシステムの導入など、受注事務の迅速化・簡略化を一層推進することで発注者に対する利便の向上を図ります。

⑷　講習・研修事業の実施

就業先の拡大を図るためには、発注者に対する良質なサービスの提供と良好な評価が不可欠となります。そのため、センターでは市民サービスの充実に取り組むとともに就業に必要な知識・技能・技術の習得ならびに向上を図るため、八戸市及び青森県シルバー人材センター連合会などと連携し、次の講習及び研修を実施します。

①　庭木剪定講習　　②　草刈講習　　③　家事援助講習
④　接遇講習　　⑤　訪問型日常生活支援事業訪問支援員養成研修
⑥　庭木管理研修（庭木班）　　⑦　毛筆研修（毛筆筆耕班）

3　情報の提供等

安全就業や健康管理または就業に関する情報、ならびに講習や行事のお知らせなどの各種情報については、「事務局だより」を通じてタイムリーに提供します。またホームページを活用した情報の発信や会報・リーフレットを作成し、公共施設等に配置をするなど、市民に対するシルバー事業の啓発と情報提供を推進します。

4　福利厚生の充実

会員相互の連帯意識の高揚または福祉の増進に資するため、熱中症見舞金制度への継続加入や新入会員に対するＳＣマーク入り作業帽の配付、また永年在籍会員の表彰では、新たに20年在籍会員を表彰対象とするほか、「事務局だより」を通じて会員の健康の維持、増進を推進します。

さらに、会員としての見聞を広め、資質の向上を図るとともに会員相互の交流を拡大するため、日帰り研修旅行を実施します。

5　諸会議の開催

センターの事業運営に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

⑴　定款に定める会議

会　　議　　名	開催回数
定時総会	１回
理 事 会	４回

⑵　その他の会議

必要に応じ随時開催します。